
日程第3 承認第6号 専決処分した事件の承認について（平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する加美町税の減免に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（一條 光君） 日程第3、承認第6号専決処分した事件の承認について（平成23年東北地方・太平洋沖地震による災害被害者に対する加美町税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第6号専決処分した事件の承認について（平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する加美町税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について説明申し上げます。

本案件につきましては、平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する平成23年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の軽減及び免除について、その申請期間の変更のため、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する加美町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を平成23年10月5日に専決処分したものであります。

改正の内容は、軽減及び免除の申請期限に1項を加え、平成23年8月1日以降に損害の程度を証する書面の交付があった場合には、その書面の交付があった日から2カ月以内とし、被災者の税負担軽減を図るため、申請期間の期限の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 承認の事件、直接の案件ではないんですけれども、今回の案件は平成23年4月28日に公布、施行ということで実施されてきているわけなんですけど、この加美町に今住む、この減免に関する条例の恩恵というか、それを受け得る、基本台帳じゃないですけども、人数、町民課か、それとも税務課なのか、どちらか、ちょっとその数字が、震災の被災された以降と、この条例が公布された後、どれぐらいの人数の変動があり、それを受ける人数がどう変わっているか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（一條 光君） 税務課長。

○税務課長（鈴木 裕君） 税務課長、お答えします。

対象になる方という質問でございます。基本的に、この震災に係る町税の減免というものに

つきましては、死亡された方、後は、住居、住家の被害が全壊、大規模半壊、半壊ということで、半壊以上の方ということになりますので、対象としましては、行政報告にも掲載しておりますが、全壊が8件、大規模半壊が5件、半壊が25件という方が対象になります。なお、お一人亡くなられている方もいますので、町民税で1人減免をしております。ちなみに、町民税につきましては15件、38万1,600円、資産税は49件、92万8,000円、国保税は26件、185万3,200円で、計90件で316万2,800円を現時点で減免をしております。

なお、今回、条例を改正させていただいたわけなんですけど、基本的には、4月にあげた段階では、罹災証明と言いますのは、基本的には、地震保険の申請とか、授業料の免除とか、そういったものに早急に使うであろうということで、減免申請は8月1日までということにしていたわけなんですけど、罹災証明の申請がどんどん増えてきて、また、その結果、調査も結構長引いているということ、そして、さらに再調査により半壊以上になっている件数も増えているということで、このような改正をお願いしたものであります。以上であります。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ちょっと私の聞き方がまずかったのかな。

災害によって、要するに、被災された方が加美町に移入されてこられた方いますよね。例えば、この間だったら、鳴瀬の交流センターに避難されたり、いろいろありましたが、その後、この町に居ついたというか、落ち着いてしまった方、その辺の実態というのはどのような状況で把握されて、何からそれを把握しているかというもの、わかりますか、今の時点で。当然、その人たちがこういう法改正のあれにも浴するわけなんですけれども、要は、その実態ですね。要するに、災害以降と以前の加美町に移入されたり、住んだり、今後も落ち着くであろう、この間もあそこに新しく土地、加美町で提供しますからということで、3件、問い合わせがあった等々の話もありますけれども、その辺の実態、つかんでいるとか、何かないですか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長、お答えします。

実は、私のほうで被災者から役場のほうに情報の提供を受けて、それを地元の市町村、県なりに報告している数字になるかと思っておりますけれども、今現在では138の方が町外から避難してございます。一番多いときで、今が一番ピークのときで、日経つ毎に増えてきている状況でございます。ちなみに、住民登録されている方は、その中で30人ほどとなっております。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 本当に、今回の事件とは直接何ら関係ないんですけども、ちょっと、

ほかで聞くところがなかったもので。今、そういうふうにして移入されてきて、38名の方が住民登録されているというのは、38でしたね。（「30」の声あり）30でしたか、そして、138名の方がこちらにいらして、少し増えているというのがあるんですが、要するに、各公の施設にその方が入られたとかというのだったら別ですけども、民間のアパートに入られたり、どこにだれが入ったかというのが把握できなくて、各コミュニティが非常にその自治運営で苦労している現実が少しずつ出てきているんです。だれがどこにいるかわからない。かといって、一々、それは個人情報ですから、いろいろなことを、どこから来て、何しているかということとはなかなか聞けない現実があるんですが。その方も加美町で暮らす以上、ごみを出したりはするわけですよね。ところが、自治会費は払わないとか、地域の運営コミュニティに関する関連のもろもろの行事には出てこないとか、そういうようなものが今少しずつ出始まっている現状があるやに聞いておるんです。

ですから、こういう方も、当然、その恩恵に浴する加美町の住人である人たちがどういうふうになって、どうなっているかということはこの被災以降の現実の話として、町でも把握する必要があるだろうと。それは基本台帳なのか、納税義務、何かそういう証明書なのか、そこら辺あるんですが、ということだったんです。ちょっと、論旨に矛盾というか、今回のこれとは外れるんですが、その見解をちょっと、きちっとこうするよということを示さないと非常に大きな問題に派生する、その片りんが見えたのであえてお聞きをしております。

○議長（一條 光君） 関連していますので、答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

ただいま伊藤 淳議員のほうから、他町村から転入してきたというのですか、もちろん住所を届けない方もおりますし、そのまま届けた方もあろうかと思えますけれども、町のほうで把握している部分では、民間の賃貸住宅、アパートに入っている世帯数28世帯、73名、それから、町営住宅10世帯、39名、合わせて112名がこういった災害、被災した方々が加美町のほうに今住んでいるという状況であります。

○議長（一條 光君） 3回で。質問の趣旨をとらえて答弁していませんか。もう一回、どうぞ。

○16番（伊藤 淳君） すみません。じゃあ、特別のお許しを得まして、私もちょっと要領を得ないもので。

もしも、これが一応、今、総務課長のほうで実態把握、多少されているようなものがあれば、個人情報に属する部分もありますが、一番最先端であるところのその地域の区長さんに、秘密の情報ということで結構だと思うので、こういう方がお住まいになられていますというぐらい

の情報を流してやらないと、自治運営の最前線に立つところの区長さんたちが今非常に苦勞しているという実態があります。ですから、そこら辺のところをぜひお願いをしたいなと思うわけであります。要望です。すみません。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長です。

ただいまのご質問です。持ち帰って、内部で検討しまして、前向きに検討したいと思います。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 区長から出た話で、区長は部落のこと、皆わからないと困るところから出ているわけだ。私だって、アパートの人に「教えろ」と言っても教えないから。各アパートの持ち主はだれ入っているかというのは教えられないんだ、区長にでも。だから、その辺から問題出ているので、今、総務課長が持ち帰っていろいろ検討するとすれば、加美町のアパートに入っている人を区長さんに皆教えなければならないことになるよ。それはできるか、できないかだよ、そこは。区長たちは、皆教えろと言うんだから。だから、ゴミなどなんか困るから皆教えろということになってくると、教えることができるかどうかの問題になってくるわけだよ。その辺、なじよに考えるんだ。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 個人情報のあるということ踏まえまして、その辺はしっかりと個人情報を守りながら対応していきたいと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより承認第6号専決処分した事件の承認についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、承認第6号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第65号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部改正について

日程第5 議案第66号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

日程第6 議案第67号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第4、議案第65号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

日程第5、議案第66号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

日程第6、議案第67号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について。

以上3件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第4、議案第65号及び日程第5、議案第66号並びに日程第6、議案第67号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第65号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。議案第66号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。議案第67号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、いずれも人事院勧告に伴う改正ですので、一括してご説明申し上げます。

本年9月30日に人事院より公務員給与の改定の勧告が出されておりますが、本年は、東日本大震災のため、被災した東北3県を除いて調査が行われ、2カ月遅れの勧告となりました。その概要は、月例給につきましては、民間の給与水準を上回る50歳代を中心に40歳代以上について、一般職は0.23%、指定職は0.5%の引き下げる改定となっております。期末勤勉手当につきましては、年間3.95カ月を据置きとし、改定を見送ることとしております。また、給与構造改革に伴い支給していた給与水準の補償額廃止と若年中堅層の昇給回復などがあります。さらに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出をあわせて行います。

議案第65号で、町長と副町長、議案第66号で、教育長に係る改正としておりますが、一般職の公務員のみならず、特別職及び教育長におきましても、国家公務員の指定職に準じて引き下げるのが適当であると考え、給与月額を0.5%引き下げる改正を行うものであります。議案

第67号の一般職の職員につきましては、人事院勧告に基づき、給料表を0.23%引き下げる改正を行うものであり、実施の時期は、平成24年1月1日からの施行としております。

なお、今回の給与改定に伴いまして、一般職給与での歳出削減額は40万円程度と見込まれますが、予算の補正につきましては、その他の手当等をあわせまして3月定例議会で整理することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、あなた、就任早々、職員に稼げ、稼げと言って、今度は月給下げるということで、心苦しくないのか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変心苦しいです。熟慮いたしまして、人事院勧告、完全実施ではありませんが、4月に遡及することはせずに、1月1日から実施をしたいというふうに考るところであります。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 総務課長にお聞きするけれども、人事院勧告、これをやらないと何か交付金とか県からの罰則があるんですか。その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

実施しないことよってのペナルティーとか、そういったものというのは特にはございません。ただ、今回は、宮城県の場合ですと、例年ですと民間の給与実態調査というものを実施して、それでその民間と公務員との給与差の格差が出た場合には、それを改定する。もちろんそれは国に準拠してですけれども。今回の場合は、0.23%という、比率は大したことないんですけれども、東日本大震災の関係とか、それから、雇用の情勢とか、最近の経済情勢、そういったものを踏まえまして、金額は小さいですけれども、そういった公務員法に規定する情勢の適用原則、こういったものに照らし合わせて今回、町のほうとしても改定する議案を提案したということであります。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、こんなことを言って、職員の士気が低下するという考え方はございませんか。一番働き盛りの人たちが10円でも5円でも下げられれば、これはおもしろくない

わけだから、そういうことは考えませんか。いかがですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そういうことがあるかどうか、定かではありませんが、全くないとも言えないと思います。今回の給与改定に関しましては、沿岸部の一部の自治体を除いて、他の自治体に関しては、ほとんどの自治体に関しては実施をするということになっておりますので、決して、これは士気を高めることには当然のことながらつながらないわけですが、ご提案をさせていただいたところであります。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 聞くところによると、国のほうでまた、その後、大幅にというか、改定を検討しているというお話もお伺いするんですが、その辺の見通し等ありましたら、お願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

国の関係につきましては、今日で臨時国会が終了するということでありまして、その中で、復興財源を捻出するために給与削減法案というものが提案されておりますけれども、なかなか、時間切れということで継続審議となるようでございます。その削減率については、たしか7.8%ということで、それは当初、勧告した時点から既に7.8%の中に今回の人事院勧告の0.23%は入っているんですよということで、なかなか折り合いがつかなかったということで、継続審議になったということでもあります。先ほど申し上げましたように、それは継続審議になったということで、いずれ、また議案として出てくるのかなというふうに、このように思っております。

○議長（一條 光君） ほかに質疑ございませんか。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番。

今回の給料引き下げによって40万円ほどと言いましたよね。そのほかに、公務員については、公務員だけじゃないんですけれども、給与については、定期昇給分が見込んであると思うんですけれども、これは予算にもとってありますから、額等、確実に実現できるものだと思うんですけれども、その点について。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 定期昇給分が入っているかどうかというご質問ですけれども、その分については、今回、先ほどの40万円の部分には入っておりません。ただ、今回の議案第67号

の一般職員の条例改正の附則の中に、4月1日からの施行ということで、給与構造改革で号俸調整があった部分の回復の部分も含まれております。ですから、この部分の増額の部分ということになりますと、24年度分としましては約208万円ほどの額が出てきます。そういうことでございます。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） それでは、こういった機会ですので、加美町のラスパイレス出ておりますけれども、大分構造的に見ますと、年代別によってその数値が違うわけなんですよ。平均が87でしたか、何かそういったこと出ておりますけれども、大ざっぱで結構ですから、その年代別によったラスパイレス指数をお示しいただきたいと思うんですけれども。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 年代別のラスパイレス、平均して87.3%ということですが、年代別のラスパイレス指数につきましては、公表されておりませんので、差し控えさせていただきます。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 公表していないということは、それはわかりますけれども、その内容分析はやっておられるんですか。職員のいわゆる給料の適正化を図っていく場合、また、合併して10年も迎えようとしている中でもいろいろな問題あると思うんですよ。公表しなくてもいいですけども、やっぱり、これからきちっとした対応していくためには、内容分析を十分行っているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） ラスパイレス指数の算定方法、もちろん、国家公務員を100とした場合、それぞれ、ちょっと細かい話をすれば、学歴別とか、あるいは経験年数によって、ラスパイレス指数というものがそれぞれ年代別に算定されてきて、そのトータルでもって平均値を出すということでありまして、国家公務員を100にした場合の加美町のラスパイレス指数というものが出てくるわけですから、ただ、その先ほどご質問あったように、それぞれの中身というのですか、構造というものはきちっと私らほうでも分析しておりますので、そういう分析に従って給与体系ということをきちんとつくっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 初めに、今回の67号議案、これに関連した資料を前もっていただいたわ

けですが、昨年度は、大変詳しく丁寧な資料をいただきました。今回は、このとおり、該当する部分に下に線は引かれているんですが、どうも詳しい説明がなされていないというような印象を受けます。どうか、これから、こういう重要案件につきましてはもっと詳しく、前もって説明の資料をお願いします。

さっきも質疑がありましたように、人事院勧告、国では29年ぶりなそうです、人事院勧告を見送ったのは。それから、総務課長も答弁なされましたように、人事特例法案、これは恐らく年明けの通常国会に提案されると思います。そういった意味で、あくまでも加美町の給与体系につきましても、国家公務員に準拠した給与体系をとっています。そういう意味で、こういった大変流動的な面がある中で、今回、提案される根拠そのものが、私は非常に薄いと思います。その点、まず伺います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 先ほど申し上げたことなんですが、まず、給与を改定とか決定する場合の根拠となる部分、もちろん、加美町は県内においてもラスパイレス指数については最下位にあるということも一つの大事な要素でありますけれども、それ以上に大事なことというのは、そういった社会情勢、こういった社会情勢にあるかという、そういった部分もラスパイレス指数以上にやっぱりくみしなければならない部分だと、このように考えています。その意味でも、先ほどちょっと触れましたけれども、地方公務員法の第14条に情勢適用の原則あるいは均衡の原則、そういったものに照らし合わせまして、やっぱり、今、大変雇用情勢が厳しい、経済情勢も厳しい、そういう中で、やっぱり、公務員としても多少なりとも身を削るという必要があるんじゃないかという、そういった考えのもとで今回ご提案を差し上げたとおりでございます。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この件につきましては、また来年、大きな山が来るはずでございます。そのとき、また議論を深めていきたいと思えます。

また、関連してお聞きしますが、人事評価制度、これも試行的に行っているわけですが、職責や能力に応じた給与体系をとっていくという題目でこれは試行しているわけですが、その進捗状況。

また、これは加美町に限ったことではないと思うんですが、号俸と級、級は8級あったものを6級、それから、号俸もかなり細分化しています。この辺の長所、短所、あるいはメリット、デメリットあると思えます。それについてもひとつ、聞きたいと思えます。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

まず、人事評価につきまして、これまでは能力評価というものを2カ年ほど試行的に実施してきました。次の段階としましては、業績評価、こういったものも実施することにしておりまして、その前段としまして、業績評価というものはどういうものかということは、職員の研修会を予定をしております。この能力評価、それから、業績評価というものの試行を踏まえまして、当然、本格的に導入するという段階になったときに、それは24年度以降になろうかと思っておりますけれども、当然、勤勉手当、そういったものに反映されてくるのではないかなと思っております。

それから、号俸が細分化されたということでもあります。以前の1号俸が4号俸に細分化されておりますし、前から比べますと、100何十号俸と、そういうふうに細分化されております。ですから、そういう昇給の段階では、以前ですと1号俸という昇給の仕方だったんですけれども、現在ですと、一気に4号俸とか、あるいは、ちょっとこういう例はあるかどうか、わかりませんが、8号俸とか、そういった昇給の仕方になっております。

そのことによるメリット、デメリットというので、果たしてどういったものがあるかということなんですけれども、ちょっとその辺は、私、詳細に把握しておりませんが、現状はそういう状況になっているということでご了解いただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 私は議案第67号加美町職員の給与に関する条例の一部改正に対して反対の討論をいたします。

先ほど、質疑の中でも、国会での議論もまだ確定していない中で、職員の方々だけの給与削減と。我々議員も大幅に国会のほうで決定したときには同じように身を切るといいますか、定数問題、議員の報酬も含めて、一緒にこの町をつくっていく立場から本格的に給与の問題を議論するという意味からも、今回は見送り、そして、国会のほうの方針が決まったときに改めて議論すべきという観点で、今回は反対したいと思っております。

議員各位の賛同を求めるものです。

○議長（一條 光君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「な

し」の声あり)

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第65号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。65号であります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第65号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第66号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立少数であります。よって、議案第67号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案が否決されました。

日程第 7 議案第68号 加美町公民館条例の一部改正について

日程第 8 議案第69号 加美町小野田コミュニティセンター条例の一部改正について

日程第 9 議案第 70 号 加美町中新田図書館条例の一部改正について

日程第 10 議案第 71 号 加美町都市公園条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第 7、議案第 68 号加美町公民館条例の一部改正について。

日程第 8、議案第 69 号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部改正について。

日程第 9、議案第 70 号加美町中新田図書館条例の一部改正について。

日程第 10、議案第 71 号加美町都市公園条例の一部改正について。

以上 4 件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第 7、議案第 68 号及び日程第 8、議案第 69 号及び日程第 9、議案第 70 号並びに日程第 10、議案第 71 号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 68 号加美町公民館条例の一部改正について。議案第 69 号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部改正について。議案第 70 号加美町中新田図書館条例の一部改正について。議案第 71 号加美町都市公園条例の一部改正についてにつきましては、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、昨年の 9 月定例会でご承認いただき、昨年 10 月 6 日に協定を締結した大崎市との定住自立圏形成協定に基づくものであります。圏域内の加美町と大崎市、色麻町、涌谷町、美里町のスポーツ施設や社会教育施設など公共施設の利用料金につきまして、料金格差を廃止して同一の料金で利用できるように改正し、相互利用を推進するものであります。

なお、他の市町におきましても同様の改正を行っております。

改正の内容は、議案第 68 号の公民館、議案第 69 号の小野田コミュニティセンター、議案第 70 号の中新田図書館、議案第 71 号の鳴瀬川中新田緑地（あゆの里公園）について、それぞれ町外の使用料を 2 倍とする規定がありますので、町外から大崎市、色麻町、涌谷町、美里町を除く規定に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15 番新田博志君。

○15番（新田博志君） これは関連する施設が全部なのかなと思っていましたら、例えば小野田文化センターとか、小野田の図書館が入っていないんですけども、こういうものはどういう理由によるものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

今回は、今回というよりも、今回この4施設について、体育施設、それから、社会教育施設、4施設についてのご提案であります、この4施設の条例の中の料金の関係、これにつきまして、町外者については、利用した場合は倍額の使用料を納めていただくという文言が入っております。ただいま新田議員おっしゃったようなそれ以外の施設については、そういった文言が入っていないということで、この4施設ということでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 全部、聞きたいんですが、時間上、議案第70号の図書館条例についてお聞きします。

これはホール等の使用料ですが、大体、今、町あるいは町外、どのくらいの割合で使用されているか、それ1点、お聞きします。

それから、これは質問ではなく、確認の意味でお聞きしますが、この図書館については、図書館法に基づいた運用がなされていると思います。図書館法をちょっと見てみますと、一般公衆の利用、つまり、町内外、差をつけてはいけませんよ。だれでも入館させなければなりませんよと、一つは。それから、重要なところはもう1点ですが、入館料等、徴収してはならないともあります。これは当然、法的に整合性をとりながら、ホールの使用を、これまで大分歴史もありますので、整合性をとりながら運用してきたと思いますが、まず、その2点をお聞きします。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長、お答えいたします。

施設の利用でございますが、23年度では、12月2日現在でございますが、視聴覚ホールが35回、それから、展示ホールが16回、集会室が31回ほど利用されております。それから、町外なんです、町外の利用はございませんでした。

それから、図書館法に基づく利用の関係でございますが、図書館の図書等の利用については、入場料は、吉岡議員おっしゃるとおり、取ることはできませんが、研修室とか、そういったような部屋の利用については取れることになっております、維持管理等に必要であれば。以上で

ございます。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） じゃあ、確認しますが、このホールにつきましては、図書館とは別なものとして認識していいですね。

それから、もう1点ですが、すみません。これも確認ですが、やはり入館を制限してはならないという条項、小野田の図書館条例を見てみますと、加美町に居住する者あるいは加美町に通勤、通学する者以外の使用を禁じているんですね。これもちょっと図書館法に抵触するのではないかというような思いがします。これを答弁お願いします。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） ちょっと確認してよろしいですか。町外の方の入館を禁止しているということですか。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 第何条だか、ちょっと、今これ見るとわかるんですが、例規集。加美町に居住する者あるいは加美町に通勤、通学する者のみとなっているのさ、貸出対象者。これは中新田図書館とも整合性がとれていませんので、ぜひとも、後でよろしいですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 答弁できますか。（「ちょっと待ってください」の声あり）

それでは、ほかの質疑を伺いたいと思います。ほかに質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 体育振興課長にお伺いしたいと思うんですけれども、小野田のコミュニティセンターというのは指定管理に出ているんですよね。体育振興課長に答弁お願いしたいと思いますけれども、小野田コミュニティセンター、これは指定管理者制度で出ていると思うんですけれども、指定管理料の件で変化があるのかどうか。結局、利用者収入の中でとか、自主事業の中で、足りない分は賄っているという部分があると思いますので、その辺、積算とか、調査した段階で変化があるのかどうかだけ、お伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

本条例を改正したことによりまして、指定管理者にどのくらいの影響があるものかという御質問だというふうに判断させていただきます。

昨年度のコミュニティセンターの利用状況を見ますと、年間831件の利用がございました。そのうち、町外の方がご利用された件数が4件でございました。そのうち、大崎圏内をご利用

された団体が1件だけでしたので、特に影響はないものと判断しております。

○議長（一條 光君） 社会教育課長、答弁整いましたら。

副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

吉岡議員さんの加美町図書館管理規則ですけれども、中新田の図書館においても、小野田の図書館においても、貸し出しの対象者については、本町に居住し、本町に通勤もしくは通学ということで、同じ文言でなっております。このような制限は町外の方に貸し出しをしないということではなくて、町外の方が借りる場合には、例えば加美町の方が大崎市の図書館から借りるときは、加美町の図書館を通じて大崎市から借りる。大崎市の方は大崎市の図書館を通じて、図書館相互の貸し出しによって個人に貸し出しをしているという状況にあります。といたしますのは、今まではそういうことなく貸し出しもあったんですが、そうしますと、延滞の方がいらっしゃる場合に、町外の方に督促を出すというようなこととなります。それから、個人情報もあって、例えば本町でないところの町にその人の住所確認とか、そういうこともできなくなりますので、現在の図書館の貸し出しについては、図書館相互を通して貸し出しをするということで、例えば私が青森県の図書館から本を借りたいということであれば、中新田図書館あるいは小野田図書館を通して、青森の図書館から必要な本の貸し出しができる。それはお互いにできるということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号加美町公民館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第68号加美町公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第69号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号加美町中新田図書館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第70号加美町中新田図書館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第71号加美町都市公園条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第71号加美町都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第72号 加美町町民体育館条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第72号加美町町民体育館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第72号加美町町民体育館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、町民体育館条例で設置している体育館から、小野田西部体育館を削除する条例改正であります。

小野田西部体育館は、昭和35年8月に西小野田中学校体育館として建設され、昭和62年に小野田中学校の開校により、小野田西部地区の社会体育コミュニティ事業などで利用されてまいりましたが、平成21年度に実施した公共施設耐震診断事業により、地震に対して倒壊または倒壊する危険性が高いと判断されましたことから、平成22年3月から一般の利用を停止していたものであります。利用の中心となっておりました地元行政区長やコミュニティ推進協議会等の関係団体と協議を重ねてまいりました結果、小野田西部体育館については解体するということでご理解を賜りましたので、条例改正をするものであります。

なお、小野田西部体育館につきましては、解体工事の契約を10月26日に行っておりますこと

を申し添えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 22年3月以降、使われなくなっていたということでありますけれども、使わなくなつてからの指定管理料は減額されていたのかどうか、確認いたします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） お答えします。

21年度までは管理しておりましたので、その部分の経費に関しましては指定管理料に盛り込んでおりました。22年度の年度協定を結ぶ際に、その部分の管理経費を削減して契約しております。

○議長（一條 光君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 削減して契約した。どのくらい削減して契約されていたか、お願いします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 電気料、水道のいわゆる光熱水費とか、一般の施設の管理しております消防設備とか電気設備等を含めまして、約40万ほどでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号加美町町民体育館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よつて、議案第72号加美町町民体育館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第73号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部
改正について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第73号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第73号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、所信表明で申し上げました子育て支援及び少子化対策の一環として、平成24年4月1日から現行の助成対象年齢の上限を、小学6年生の12歳到達後の3月末日から中学3年生までの15歳到達後の3月末日に拡大をしまして、子育て家庭における経済的負担の軽減を図るものであります。

なお、本改正により新たに対象となります中学生の人数は663人で、助成金額は年間860万円を見込んでおります。

また、高校生までの医療費無料化につきましては、平成25年度以降の実施に向けまして準備を進めていきたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第73号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第74号 加美町消防団の設置に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第74号加美町消防団の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第74号加美町消防団の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例で引用しております消防組織法につきまして、平成18年に改正がなされ、引用条項が繰り下がり、条ずれが生じておりましたので、改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号加美町消防団の設置に関する条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第74号加美町消防団の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第75号 工事委託に関する協定の締結について（加美町公共下水道中新田浄化センターの建設工事委託に関する基本協定）

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第75号工事委託に関する協定の締結について（加美町公共下水道中新田浄化センターの建設工事委託に関する基本協定）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第75号工事委託に関する協定の締結について（加美町公共下水道中新田浄化センターの建設工事委託に関する基本協定）についてご説明申し上げます。

本案件は、中新田浄化センターにおいて、移動脱水車にかわる定置式の汚泥処理施設を新たに建設するもので、施設の規模は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積356.15平方メートルです。施設建設については、日本下水道事業団への工事委託とし、平成23年度から平成24年度で土木建築工事を行い、さらに、平成24年度から平成25年度で機械・電気工事を行って、平成26年度の供用開始を目指すものであります。

日本下水道事業団への工事委託につきましては、委託協定が基本となるため、協定期間を平成23年度から平成25年度までの3年間と定め、協定金額4億2,600万円で日本下水道事業団理事長谷戸善彦と建設工事委託に関する基本協定の締結を行うものであります。

本工事委託に関する協定は、加美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処理に関する条例で定める金額を超える工事の請負に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、事業費内訳と図面等につきましては、資料をお手元に差し上げておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） まず、概要、資料を見させていただいていますが、まず、日本下水道事業団、いろいろインターネットなんかでも調べてはみますが、全国の下水道等と協定しているというか、こことどうしても提携を結ばないといけないものなのか。まず、それが1点と。

この金額の根拠といたしますか、これはいろいろ積算をして出したものなのか。それとも、事業団から提示されたそのものなのか。非常に高額でありますし、その辺、どのような内容なのか、お願いします。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

まず、下水道事業団についてなんですけれども、この下水道事業団は、実は、合併前に各浄化センター、中新田、それから、小野田、宮崎、それから、下水道事業、公共下水道、それから、小野田、宮崎の下水道の計画、それら全般にわたって、この下水道事業団のほうに委託して行ってきた経緯がございます、全国的にもかなり実績を持っておりまして、そういう総合的な観点から、今回も下水道事業団のほうに委託しようということで、今回、上程させていただいております。

それから、2番目の事業費なんですけれども、これが適正かということなんですけれども、実は、下水道事業団に対して、今回の定置式の汚泥処理等を委託する前に、実施設計を22年度で、金額なんですけれども、1,800万ほどでお願いしている経緯がございます。その中で、下水道事業団、この中からいろいろ設計、それから、現地調査、現地調査に基づいて、今回、設計額といたしますか、それをいただきまして、それらを町の職員、それから、ある程度、補助事

業ですので、県・国等の審査に基づいて妥当だということで、このような金額になっております。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 経過はお伺いしましたが、そのほか、例えば下水道事業団以外に、例えば、いわゆる競争入札といいますか、競争するとか、比較検討するという事は視野にはなかったのかどうか、お願いします。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

日本下水道事業団について妥当かということなんですけれども、今回、基本協定を締結し、日本下水道事業団についてはすぐれた事業執行能力を有しまして……。この日本下水道事業団についてなんですけれども、一般的に都道府県、要するに地方公共団体の出資により設立された地方公共法人という団体なんです。それで、職員につきましても、各都道府県から出向された、その職員、下水道事業に精通した職員構成となっております、それらの事業団の役員、職員は一般的に見なし公務員ということでなっております。この委託、地方自治体に沿った執行が可能であること。それから、このようなことを考えまして、ほかの営利を目的とする法人との競争入札にはなじまないという理由で、このようなことから、このような日本下水道事業団と契約するというに至ったということでございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今、いろいろ話を聞いてわかった部分と、あとは要するに、天下り、はっきり言えば、そういった団体ではないのかというような懸念もされます。今回は、こういう形だということではようがないにしても、やっぱりこれからはさまざまな角度から検討するか、そういったことも視野に入れていくべきではないかというふうに思いました。返答は要りませんが。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 汚泥の処理に関しては、今までは、要するに、汚泥脱水車、車でやっていたわけですね。その車でやることに関しても、もともとはこの指導だったんだろーと思っておりますけれども、それが定置型に変わった理由とか、そういうものはどういうことなんですか。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

まず、大きい理由なんですけれども、この浄化センターの施設なんですけれども、平成5年3月に供用開始して18年が経過しております。その中で、流入量もかなりふえてきてございます。その中で、現在、移動脱水車が2台あります。1台は、中新田浄化センターのほうで常時フル稼働している状況でございます。その中で、この1台の移動脱水車につきましては、既に今年の3月で耐用年数を過ぎてございます。こういう観点から、移動脱水車2台あるわけなんですけれども、もう1台、新しいものと買い換えなければならない。それから、先ほどお話ししましたように、かなり流入量がふえていまして、そういう総合的な面、要するに、移動脱水車の買い換え、それから、流入量の増加、それらのことを総合的に判断しまして、中新田浄化センターに定置式の汚泥処理棟を設けまして、残りの2台の移動脱水車につきましては、今まで同様に小野田、宮崎の浄化センターも汚泥が出るわけですので、それらを総合的に使って、移動脱水車を今後できるだけ長持ちさせるというのですか、そういう観点から、今回、この定置式の汚泥処理棟を建設することに至った経緯があります。以上です。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） この汚泥脱水処理車が使えなくなるということが、この後、起きてきますよね。そのときはそれをまた買い換えるのですか。それとも、小野田、宮崎の分を中新田の定置式のほうに運搬するという状況になるのですか。その辺はいかがか、教えてください。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

現在は、先ほどお話ししましたように、中新田浄化センターに定置式の汚泥処理施設を設けるわけなんですけれども、あくまでも、これは、現在考えているのは中新田だけですので、小野田、宮崎につきましては、残りの移動脱水車でやっていく。ただ、その上で、あくまでも残りの移動脱水車2台の1台のほうも耐用年数が刻一刻と近づいているような状況ですので、その辺につきましては、まだはっきりした、中新田のほうに持ってくるのか、そういうことは決まっておりませんが、今後、総合的にこの移動脱水車を新たに購入するとか、その辺、経費の面で比較検討を行って持っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 初歩的なあれですけれども、今回、協定となっておりますけれども、契約と協定はどのように違うのでしょうか。この辺教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

今回、浄化センターの建設工事の委託ということで、実は、仮協定を既に11月18日に仮協定の締結を行っております。今回、今日、議会のご承認いただきまして、本協定ということになります。あと、この後に各、先ほど、町長お話ししましたように、これから工事を発注する上で、実施協定を年内中に結びまして、とりあえず、23年度と24年度の建築、それから、土木工事、これらの実施協定を結びます。第一段階ですね。それから、来年の9月頃に電気、それから、設備、それらの実施協定を来年の9月に結ぶような予定になっております。以上です。

○議長（一條 光君） もう一回。

○上下水道課長（田中正志君） 大変失礼しました。

協定と契約の違いということなんですけれども、あくまでもうちのほうでは、今回の契約にかわるものということで協定を結ぶということでございます。ですから、今回、議会の議決をもって契約といいますか、基本協定の契約を結ぶということと認識していただいて結構だと思います。

ただ、工事の関係につきましては、あくまでも、先ほどの実施協定で行うわけですから、請負業者との契約につきましては、あくまでも日本下水道事業団のほうと締結するような形になりますので、そういうことでございます。

○議長（一條 光君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） よく理解できないんですけれども、ほぼ、契約と同じだというふうに理解してよろしいんですか、これは。契約と。その辺、何かおわかりになる方がいましたら。

○議長（一條 光君） 上下水道課長、詳しくわかりやすいように。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えします。

そのようにとっていただいて結構です。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号工事委託に関する協定の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第75号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。